

大学院総合文化研究科・教養学部内における会議費の取り扱いについて

専攻長・系長会議申し合わせ事項
(令和6年3月7日専攻長系長会議)

平成21年5月19日付け科所長会での申し合わせ「会議費の取り扱いについて」(以下「申し合わせ」という。)について、大学院総合文化研究科・教養学部内の運用基準を以下のとおりとする。

なお、本取り扱い以外の運用基準は「申し合わせ」及び「申し合わせ」に付随する「「会議費の取り扱いについて」に関するQ&A」のとおりとする。

(会議費として支出できるものの範囲)

1. 「申し合わせ」2の3) 部局の業務には、専攻等^{※1}の業務も含む。
2. 「申し合わせ」2の4) の部局の招待による来賓には、専攻等^{※1}が招待した来賓者も含む。
3. 「申し合わせ」2の5) の部局の事業には、専攻等^{※1}の事業も含む。
4. 「申し合わせ」2の6) の部局が主催する会議或いはシンポジウム等には、専攻等^{※1}の主催する会議或いはシンポジウム等も含む。

(会議費の支出限度額)

5. 「申し合わせ」3の支出限度額については以下のとおりとする。
 - 1) 「申し合わせ」2の1) から3) における会議費の1人当たり1,500円程度とは、2,000円を上限とする。
 - 2) 「申し合わせ」2の4) から6) における会議費の社会通念上相当とは、原則1人当たり5,000円を上限とし、儀礼上必要な場合は、1人当たり10,000円を上限とする。なお、本項の支出限度額は、飲食相当分とする。

(提出書類)

6. 提出書類の様式は様式1とする。

(その他)

7. 本取り扱いは、令和6年3月7日から適用する。

※1 専攻、系、部会、センター、機構、部門等